

要支援者・要介護者に対する歯科診療の流れ

患者・家族



ケアマネ

訪問看護師

ヘルパー



歯科や口腔に関するトラブルに気づいたら…



かかりつけ歯科医

まずはかかりつけ歯科医に相談しアドバイスや指示を受けましょう！



深谷寄居地区

在宅歯科医療拠点窓口

☎ 080-2085-8020

月～金曜日（土・日・祝休み）

10：00～15：00



通院できる患者

一般患者と同様に対応

* 患者やご家族等と相談の上
歯科医院または、訪問歯科協力医を決めます。
お気軽にご相談ください。

通院ができない患者・訪問診療を希望する患者

- (1) かかりつけ歯科医が対応
- (2) かかりつけ歯科医が対応できない場合、訪問歯科協力医が対応
- (3) 病院・施設等の嘱託医が対応

(患者・かかりつけ歯科医の同意の上)



要支援・要介護者に対する歯科相談または受診について

- 1、原則として患者のかかりつけ歯科医に連絡し、相談してください。
- 2、かかりつけ歯科医が訪問診療をしない場合、あるいはかかりつけ歯科医がない場合は、在宅歯科医療拠点にご相談ください。
- 3、各歯科医院の連絡先や、車いすや訪問診療への対応については「車いす受け入れ及び訪問診療対応一覧表」をご覧ください。